

令和6年度 第2回 習志野市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年12月26日(木) 14:00~16:00
- 2 開催場所 習志野市役所 市庁舎3階 会議室ABC
- 3 出席者
(委員)荒原 ちえみ、佐藤 まり、市角 勝康、矢崎 球喜、小林 恵子
都築 富和、小林 智、国枝 譲二、久保木 俊光、田島 和憲
杉戸 一寿、柳 賢一、古川 真希子 以上 13名

(市職員)協働経済部参事・窓口サービス推進室長 江川 幸成
協働経済部部长 根本 勇一
協働経済部次長 小倉 一美
[国保年金課]
国保年金課長 佐藤 哲史 協働経済部主幹 黒岩 博之
国民健康保険係長 吉野 広美 調整係長 番匠 成樹
副主査 川合 史祥、主事 青木 瑞奈
[健康支援課]
健康福祉部主幹 伊藤 千佳子、健康福祉部主幹 林 睦代
成人保健・健診担当係長 佐々木 千佳、主任技師 久田 範子
- 4 欠席者
(委員) なし
- 5 傍聴者 0名
- 6 議題 報告
(1)令和7年度国保事業費納付金の算定状況について
(2)習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 その他 その他(事務連絡等)
- 8 会議資料 ※(1)非公表のため当日限り
報告内容に関する資料
(1)令和7年度国保事業費納付金の算定状況について

※別添資料

(2)習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

開 会

- ・小倉次長(市)より細川委員が退任され、新たに古川委員が就任した説明があり、古川委員より挨拶があった。

- ・荒原 ちえみ会長より
 - 本日の出席委員が定数に達しているため会議が成立すること。
 - 本日の運営協議会は原則公開だが、報告事項(1)令和7年度国保事業費納付金の算定状況については、千葉県非公表の数値を使用していることから非公開とすることが確認された。
 - 傍聴希望者については、定員に達するまでは入場を許可することが確認された。

- ・江川参事(市)より挨拶があった。

会議録の作成等

- ・会議録は要点筆記とし、公開部分についてホームページ及び情報公開コーナーで公開することが確認された。

報告事項(1)

- ・荒原会長の指示により報告(1)令和7年度国保事業費納付金の算定状況について、佐藤課長(市)が資料に基づき説明した。
- 非公開—

報告事項(2)

- ・報告(2)習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、佐藤課長(市)が資料に基づき説明した。
- 内容は次のとおり。

国保年金課長 佐藤 哲史：令和6年9月議会において、習志野市国民健康保険条例の一部改正を行い、被保険者証が12月2日から新たに発行されなくなることに伴い、条例の中に記載されている、被保険者証の返還を求められ、これに応じないものに対する罰則の規定を削除したという内容について報告する。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等

の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法の改正により、国民健康保険法が一部改正され、令和6年12月2日から、被保険者証が新たに発行されなくなり、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことに伴い改正を行ったもので、改正前の習志野市国民健康保険条例第13条においては、社会保険加入や転居による国保の資格喪失、虚偽の届け出、保険料の滞納により市は被保険者証の返還を対象者に求めることができ、返還に応じない場合、過料を科すことができる規定があったが、今回の国民健康保険法の一部改正により、被保険者証に関する罰則規定の一部が見直されたことから、本市の条例においても被保険者証の返還に応じないものに対する、過料の規定を削除した。

以上が令和6年9月議会における習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての報告である。

▽以上の説明に対し質疑を求めた。

質疑なし。

閉 会

荒原会長より閉会が宣言された。

習志野市国民健康保険規則等第16条第1項の規定により署名する。

習志野市国民健康保険運営協議会

会 長

